

銚子市斎場
指定管理者募集要項

令和5年8月
銚子市

目 次

はじめに	2
1 指定管理者の指定	2
2 施設の概要	2
3 指定期間	2
4 利用料金制	3
5 決算の状況	3
6 過去3年間の火葬状況	3
7 指定管理者が行う管理の基準	3
8 業務の範囲	4
9 指定管理料	4
10 管理経費の算出	5
11 応募資格	5
12 応募書類	6
13 募集要項の配布	7
14 質問及び回答	8
15 施設見学会	8
16 応募書類の提出先	8
17 指定管理者の選定、公表及び仮協定	9
18 指定管理者の指定及び基本協定書の締結	9
19 その他	10
20 問合せ先	11
《別表1》 選定基準	12
《別表2》 リスク分担表	13

はじめに

銚子市斎場（以下「斎場」という。）について、住民サービスの向上と施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下同じ。）第 244 条の 2 第 3 項及び銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年銚子市条例第 21 号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的を踏まえ、本募集要項及び（別紙）指定管理業務仕様書を十分確認くださるようお願いいたします。

1 指定管理者の指定

銚子市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 20 年銚子市条例第 26 号。以下「斎場条例」という。）第 4 条及び手続条例第 2 条の規定に基づき、公募により斎場の管理運営を行う最適な団体を指定管理者の候補者（以下、「候補者」という。）として選出し、銚子市議会（以下、「議会」という。）の議決を経て指定管理者として指定します。

2 施設の概要

- (1) 名 称 銚子市斎場
- (2) 所 在 地 銚子市西小川町 4732 番地
- (3) 設置年月 平成 2 年 12 月（供用開始）
- (4) 施設概要

ア 敷地面積 5,019.70 m²

イ 建築構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

ウ 延床面積 1 階 1,108.53 m² 2 階 53.44 m²

エ 主要施設 火葬棟 803.42 m²

（火葬炉 3 基、汚物炉 1 基、告別室、炉前ホール、収骨室、
霊安室、作業室、電気室及び機械室）

待合棟 358.55 m²

（待合室 3 室、待合ホール、湯沸室及び便所）

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間。

ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 利用料金制

斎場条例第13条第1項の規定により利用料金制を採用しており、犬、ねこ等の小動物の火葬に係る利用料金は、指定管理者の収入となります。

過去3年間で指定管理者の収入となった利用料金は、次のとおりです。

なお、人体（大人・小人(13歳未満)死体・死産児・改葬遺骨・外科手術、事故等による四肢等）の火葬に係る使用料は、銚子市（以下「市」という。）の収入となります。

年度	利用料金	内訳
令和2年度	1,150,580円	小動物利用料金 1,150,560円 公衆電話使用料 20円
令和3年度	1,029,770円	小動物利用料金 1,029,690円 公衆電話使用料 80円
令和4年度	958,950円	小動物利用料金 958,800円 公衆電話使用料 150円

（参考）小動物の利用料金

- ① 20キログラム未満の場合、1体につき2,040円
- ② 20キログラム以上の場合、1体につき2,550円

5 決算の状況

直近3年間の指定管理業務に係る決算状況は、次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	37,870,536円	37,870,536円	41,870,536円
利用料金	1,150,580円	1,029,770円	958,950円
経費の決算額	38,015,926円	39,156,752円	43,060,064円

（参考）令和4年度の指定管理料は、市からの運営継続支援金400万円を含む。

6 過去3年間の火葬状況

（単位：件）

年度	人体（死胎ほか含む。）	犬、ねこ等小動物
令和2年度	968	560
令和3年度	1,042	503
令和4年度	1,140	468

（参考）人体は、1日最大6件まで受付。

7 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令(条例、規則等を含む。以下同じ。)の遵守

関係法令を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うものとします。

- (2) 休場日
1月1日及び指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める日
- (3) 開場時間
午前9時から午後5時まで

8 業務の範囲

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 小動物等の死体の焼却及びこれに付随する業務
- (3) 斎場の施設及び附属設備の維持管理及び補修(軽微なものに限る。)に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

9 指定管理料

市は、毎年度予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を管理委託料として指定管理者に支払います。

具体的な金額は、応募時に提出いただく収支予算書(様式3)の金額に基づき、指定管理者と市が協議のうえ、別途締結する年度協定で定めます。

(1) 指定管理料の額

市が指定管理期間中に支払う各年度の上限額は次のとおりであり、応募の際提出いただく収支予算書(様式3)の各年度の指定管理料がこれを超える場合は、失格とします。

年度	指定管理料の上限
令和6年度	43,635,000円
令和7年度	43,635,000円
令和8年度	43,635,000円
令和9年度	43,635,000円
令和10年度	43,635,000円

※消費税及び地方消費税(10%)を含みます。なお、燃料費及び光熱水費は実績により精算します。

(2) 指定管理料に含まれるもの

ア 人件費

イ 修繕費(台車ブロックの修繕費を含む)

※台車ブロック修繕費実績 令和2年度～令和4年度の各年度1,500,000円

ウ 燃料費(灯油代、軽油代) ※ガスは使用しない。

エ 消耗品費

- オ 光熱水費（電気代、水道代）
- カ 施設管理費（各種設備保守点検費、施設清掃費など）
- キ その他施設の管理運営費に必要となる経費

(3) 指定管理料の変更

指定管理料のうち燃料費及び光熱水費は、各年度終了時に実績により精算します。その他の経費については、過不足が生じても精算しません。

なお、消費税率の変更に伴う指定管理料の変更は、別途協議するものとします。

また、指定管理業務が年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

1 0 管理経費の算出

- (1) 収支予算書（様式 3）の経費算出に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を現行税率（10%）としてください。

なお、前項の「(1) 指定管理料の額」に記載する指定管理料のうち、燃料費は年額「10,128,000 円」、光熱水費は年額「5,575,000 円」（いずれも、消費税及び地方消費税の額を含まない。）を見込んでおり、各年度終了時に実績により精算しますので、収支予算書（様式 3）の光熱水費及び燃料費は、一律に上記金額とします。

また、収入欄の一部利用料金は一律に「958,000 円」とします。

- (2) 市が銚子市身体障害者福祉会に行政財産目的外使用の許可をしている自動販売機設置に係る電気代は、銚子市身体障害者福祉会が直接市へ納入するものとします。

1 1 応募資格

指定管理者として応募できる資格は、次のすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。なお、個人での応募はできません。

- (1) 指定管理者としての業務を円滑に遂行でき、斎場の管理運営業務の知識を有していること。
- (2) 関東圏域に事業所があり、斎場を指定管理者として管理運営業務の実績が直近 5 年のうち 3 年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市から入札参加資格を取り消されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きがなされていないこと。
- (5) 法人税、本店所在地の都道府県税及び区市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けていないこと。

(7) 次の各号に該当する暴力団排除措置事由に該当しないこと。

なお、市は、銚子市暴力団排除条例（平成 24 年銚子市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、本指定管理業務から暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するため必要と認める場合には、指定管理者に対し役員等についての名簿その他の必要な情報を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することにより、指定管理者が次の各号に該当するか照会できるものとします。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下、同じ。）又はその支店若しくは営業所が、暴力団員等であると認められる、又は暴力団員等が指定管理者の経営に実質的に関与しているとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を与えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等に対し、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約において、当該契約の相手方がアからエの各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

1 2 応募書類

(1) 提出書類

提出部数は、正本 1 部、副本 8 部（副本は複写可）とします。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 銚子市公の施設の指定管理者指定申込書(様式 1)

イ 法人の場合、登記事項証明書（提出日において発行の日から 3 か月以内のもの。）

ウ 代表者の身分証明書の原本(法人以外の場合)

エ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

オ 納税証明書の原本

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書の「その3の3」）
（提出日において発行の日から3か月以内のもの。）
- ・ 本店所在地の都道府県税及び区市町村税の滞納のないことの証明書（法人以外の団体にあつては、これに相当する納税証明書。提出日において発行の日から3か月以内のもの。）

カ 事業計画書（様式2）

キ 収支予算書（様式3）

ク 直近3年度の貸借対照表及び損益計算書

ケ 直近3年度の事業報告書

コ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

サ 暴力団排除措置に関する同意書・役員等名簿（様式4）

シ 連合構成団体（様式5）※連合体による申込の場合のみ

ス 連合体協定書（様式6）※連合体による申込の場合のみ

セ 斎場指定管理者の管理運営の実績が分かる書類

ソ その他市長が必要と認める書類

(2) 応募に関する留意事項

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

イ いったん提出された応募書類は、受付期間後は変更できません。

ウ 応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

エ 応募書類については、情報公開の請求により開示することがあります。

オ 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出いただきます。

(3) 応募の無効について

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。

ア 応募書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合

イ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ 同一の応募者が複数提案を行った場合

オ その他募集要項に定める条件に違反した場合

1.3 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月28日（月）まで

(2) 配布場所

銚子市役所生活環境課窓口又は銚子市ホームページからダウンロード

- (3) 窓口配布時間
午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時までを除きます。）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

1 4 質問及び回答

- (1) 質問方法
質問票（様式 7）に記入の上、「20 問合せ先」まで電子メールにて提出して下さい。来訪及び電話による受付は行いません。
- (2) 受付期間
令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 8 月 10 日（木）まで
※質問をした場合、未到着を防止するため、電話連絡してください。
- (3) 回答方法
後日、銚子市ホームページ上（斎場のページ）に掲載します。

1 5 施設見学会

- (1) 開催日時及び場所
開催日 令和 5 年 8 月 7 日（月）午前 10 時～（1 時間程度）
場 所 銚子市斎場
※施設見学会では、募集要項についての質問は受け付けません。
- (2) 参加申込
ア 参加方法
参加を希望する団体は、施設見学会参加申込書（様式 8）に記入の上、「20 問合せ先」まで電子メールにて提出してください。なお、参加者は 1 団体当たり 2 名以内とします。
- イ 受付期間
令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 8 月 3 日（木）まで
※申込をした場合、未到着を防止するため、電話連絡してください。
なお、参加団体が多数の場合、開催日時を変更する場合があります。

1 6 応募書類の提出先

- (1) 受付期間
令和 5 年 8 月 22 日（火）から令和 5 年 8 月 28 日（月）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時までを除きます。）
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (2) 受付方法
事前に電話連絡の上、「20 問合せ先」まで持参してください。なお、受付は持参のみとし、郵送による受付は行いません。

1 7 指定管理者の選定、公表及び仮協定

(1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が候補者を決定します。

なお、選定委員会の会議は、非公開とします。

(2) 応募者の審査

担当部局において書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。

選定委員会においては、担当部局の審査結果及び応募者のプレゼンテーション(令和5年10月を予定。日時、場所については、別途通知)を審査します。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、市ホームページへの掲載により公表いたします。

(4) 仮協定の締結

選定委員会の選定結果に基づき、候補者を決定した後、市と候補者は仮協定を締結します。

(5) 選定基準

指定管理者の選定基準は、別表1に示す「選定基準」のとおりです。

(6) 選定審査対象からの除外

次に掲げる事項に該当する場合、当該団体は選定審査対象から除外します。

ア 選定審査に対し、不当な要求を申し入れた場合

イ 選定委員会委員に対し、指定管理に関し個別に接触した場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ 募集要項の内容に違反又は著しく逸脱した場合

オ 提出書類の提出期限を経過してから提出された場合

カ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

キ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

ク その他不正な行為があった場合

1 8 指定管理者の指定及び基本協定書の締結

(1) 議会の議決及び指定管理者の指定

ア 議会の議決

令和5年12月議会に候補者を指定管理者とする議案を提出し、指定管理者の指定の議決を受ける予定です。議会の議決が得られなかった場合又は議案が否決された場合は、候補者を指定管理者に指定できません。

また、議会の議決を経るまでの間に候補者を指定管理者に指定すること

が著しく不相当と認められる事情が生じたときは、候補者の資格を取り消すことがあります。これらの場合、市は金銭的補償その他のいかなる補償も行いません。

イ 指定管理者の指定及び公告

指定管理予定者は、議会で議決を経た後、市長が指定管理者として指定し、本市がその旨を公告します。

(2) 基本協定書の締結

指定管理者の指定通知後、市と指定管理者は、仮協定に基づき業務に関する基本事項を定めた基本協定書を締結します。

(3) 準備行為

指定管理者は、業務開始までの間に必要書類の作成、各種印刷物の作成、事務引継ぎを行うこととします。

なお、これらの準備行為に係る費用は、指定管理者の負担とします。

(4) 年度協定

令和 6 年度予算が議決された後、初年度に係る年度協定を締結します。

※指定後に指定管理者の指定が著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定を取り消すことがあります。この場合において、市は金銭的補償その他のいかなる補償も行いません。

(5) リスク分担

指定管理業務に係るリスク分担は、別表 2 に示す「リスク分担表」のとおりです。

1 9 その他

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了する日の 1 か月以前に、業務引継書を作成し、次期指定管理者との間で速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者と業務引継ぎが完了したことを示す書類の写しを業務引継書に添付して、市へ提出するものとします。

(2) 本業務により新たに発生する雇用については、可能な限り銚子市民の雇用に努めてください。

(3) 市が配置する備品類は、(別紙) 指定管理業務仕様書の「銚子市斎場設備備品一覧」のとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。配置する備品以外で指定管理者が必要とするものは、指定管理者が調達してください。

また、指定管理者が行うリース契約は、次の指定管理者への引継ぎを前提としません。

(4) 本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び指定管理者協議のうえ、決定するものとします。

- (5) 令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、必要に応じて手続きや準備を行ってください。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

20 問合せ先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市 生活環境課 斎場担当

電話番号 0479-24-8910（直通）

ファックス 0479-22-3466

電子メール kankyous2@city.choshi.lg.jp

銚子市ホームページ <http://www.city.choshi.chiba.jp/>

《別 表 1》 選定基準

評 価 項 目	評 価 の 視 点	配 点
1 住民サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者のニーズを把握し、サービス向上のための適切な方策が具体的に示されているか ② 利用者からの要望及び苦情に対応する具体的な方策が示されているか 	10点
2 施設運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ② 管理体制を安定的に維持できる組織及び執行体制となっているか ③ 斎場の管理運営に関する能力やノウハウが十分にあるか ④ 斎場指定管理者の管理運営の豊富な実績はあるか 	40点
3 環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の適正処理に対する取り組みが十分なものか ② 公害防止及び周辺環境に対する取り組みが具体的に示されているか 	10点
4 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 人員の配置計画、勤務体制は明確に示されているか ② 災害等緊急時における業務対応方針が明確に示されているか ③ 施設の安全管理体制が明確に示されているか ④ 火葬炉の運転を含め、十分な知識及び経験を有する人材を配置しているか 	20点
5 指定管理料 (管理委託料)	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書に定める業務を実施する上で、経費の積算は適切になされているか。 ② 効率的な業務運営のための方針や具体的な取組がなされているか 	20点
合 計		100点

《別 表 2》 リスク分担表

種 別	内 容	負 担 者	
		市	指 定 管 理 者
物価変動	物価変動に伴う経費の増加		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増加		○
法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	上記以外の変更		○
行政上の理由に伴う経費の変更	行政上の理由により、指定管理業務の変更を余儀なくされた場合における経費の増加	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、伝染病、感染症の流行、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び業務の変更等による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期による利用料金の減		○
施設内設備及び備品	指定管理業務における維持管理		○
施設の破損	施設の設置瑕疵に伴う敷地及び建物の破損	○	
	施設の管理瑕疵に伴う敷地及び建物の破損		○
施設の修繕・改修	火葬炉内の台車ブロックの修繕（毎年全3台）		○
	経年劣化によるもの（1件50万円以下、年度上限80万円）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
安全管理	指定管理者による警備の不備に伴う情報漏洩や犯罪による費用の発生		○
苦情対応	周辺住民・利用者からの苦情・要望対応	案件により対応	○
事故対応	施設又は管理敷地内における事故への対応	案件により対応	○
保険加入	建物共済保険	○	
	施設賠償責任保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を終了した場合における指定管理者の撤収費用		○